

平成 30 年度鍼灸等研究費応募要領

1. 対象となる研究

あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの分野における次の研究

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質向上に資するもの
- ② 国民の健康保持・増進に寄与するもの

2. 応募資格

研究班長は、国内の東洋療法に関連する学会及び教育機関で教育、臨床及び研究に従事している又はこれに準ずる者とする。国籍は問いませんが、当財団評議員、役員、鍼灸等研究推進委員会（※）委員は応募できません。

また、研究班長及び班員は複数の申請案件に同時に応募することはできません。

※鍼灸等研究推進委員会とは

公益財団法人 東洋療法研修試験財団に設置した、東洋療法に精通した学識経験者で構成された委員会。鍼灸等研究費交付申請された中から、研究課題及び研究計画等の選考評価を行い、研究費を決定する。また研究成果報告書の審査・評価を行う。

3. 応募受付期間

平成 30 年 2 月 1 日から 平成 30 年 3 月 16 日まで（郵送にて申請原本当財団必着）

4. 研究費

一課題 80 万円を目安とします（なお、若手研究者の小規模な研究等を支援する観点から、80 万円を下回る申請も可能です）。

5. 応募手続等

上記 2 の応募資格を有する者で研究班を構成し、研究班長が「鍼灸等研究費交付申請書」（別紙 1）を作成し、応募受付期間内に原本を郵送にて応募してください（応募書類に不備がある場合は受付出来ないことがあります）。なお、申請にあたっては、研究計画の実現可能性等を十分に検討願います（被験者等が当初計画どおり確保出来ず、大幅な計画変更等を余儀なくされた例があります）。

原本郵送後に別途メールにて「鍼灸等研究費交付申請書」の電子データ（ワード）を事務局宛お送りください。メールアドレス：kenkyu@ahaki.or.jp

なお、提出された申請書類は返却いたしません。

6. 選考方法

鍼灸等研究推進委員会において応募資格、研究課題、研究計画等を審査・選考し、理事長の承認を得て決定します。

7. 採否の通知等

平成 30 年 6 月末日までに応募者(研究班長)宛に通知し、研究費は鍼灸等研究推進委員会の査定に基づき決定し、当財団と受託者にて委託契約(契約期間: 契約日～平成 31 年 3 月 31 日)を締結のうえ、交付します。

8. 経費支出

経費の支出にあたっては別添の留意事項をご参照ください。

また、研究費収支報告書は平成 31 年 4 月 6 日までに提出して下さい。

9. 研究成果報告

受託者は平成 31 年度に開催される鍼灸等研究推進委員会(6 月を予定)において、研究成果を発表していただきます。また、本研究に関して、最終成果報告書作成後 1 年以内に各種学術雑誌、書籍、会報等の刊行物に当財団の助成による旨を明らかにした研究成果を公表し、掲載された刊行物の写しを当財団に提出願います。なお、当財団が研究班長の提出する研究成果報告書を研究報告集として印刷物、その他の方法をもって公表することも併せて了承していただきます。

10. 研究計画変更等

研究計画の変更等(※)を行う場合は原則計画変更 1 か月前に財団宛ご連絡ください(なお、受託者の都合により研究を中止する場合、その理由次第で次年度以降の応募資格を停止させてもらう場合があります)。

※財団の査定により研究費が減額された場合、受託契約前に査定額内での研究実施の可否について十分に検討願います。研究計画の変更が必要な場合には、その旨を財団に連絡のうえ修正した研究計画書を速やかに財団へ送付願います(修正版の研究計画書を財団にて承認後、交付手続きを行います)。

11. 各種報告書等の提出

- | | | |
|---|-----------------------------------|------------------|
| ① | 研究成果報告書(要約書含む)(案) | 平成 31 年 3 月 29 日 |
| ② | 研究費収支報告書 | 平成 31 年 4 月 5 日 |
| ③ | 研究成果発表用資料 | 平成 31 年 4 月 26 日 |
| ④ | 鍼灸等研修推進委員会報告を踏まえた最終研究成果報告書(要約書含む) | 平成 31 年 6 月 28 日 |

書類提出先／問合せ先

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

登録・研修部

〒105-0012 東京都港区芝大門1-16-3 芝大門116ビル6階

TEL : 03-3431-8771 FAX : 03-3431-8772

メールアドレス : kenkyu@ahaki.or.jp

鍼灸等研究経費にかかる留意事項について

研究経費に関しましては、原則、下記により査定を行うことといたしますので研究費申請にあたってはご留意頂きますようお願いいたします。

記

- ① パソコン等OA機器、研究に直接不要と見なされる備品等は原則査定対象といたします（研究に係る特殊機器、若しくは試薬、消耗品等については内容に応じ支出を検討します）。
- ② 謝金の研究事業を実施する研究受託者（班員）への支払は出来ません（被験者、実験協力機関への支払は可とします）。
- ③ 日当の研究受託者（班員）への支払は出来ません。
- ④ 会議費、交通費は、研究の実施における必要性に応じて査定対象とします。
- ⑤ アンケート調査等の委託については、その費用の内訳を当財団に提示頂き必要に応じ査定対象とします。
- ⑥ 研究計画の変更等により研究費に余剰金が生じた場合は戻入れをお願いします（戻入れは当該年度の3月初旬までに財団宛連絡願います）。
- ⑦ 研究費の不正使用が認められた場合は、研究費の返還を求めるとともに応募資格を停止します。
- ⑧ その他研究計画との関連性を詳細に検討し査定対象とします。

以上